

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月29日
【会社名】	株式会社バナーズ
【英訳名】	BANNERS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 由佳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	埼玉県熊谷市石原一丁目102番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月29日に提出いたしました第68期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は平成29年11月29日に、平成29年3月期の有価証券報告書及び平成30年3月期第1四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、当社は平成29年5月11日に発表の「中期経営計画の策定に関するお知らせ」の通り、当社所有の本庄市内の商業施設の再開発を基本決定いたしました。これらの計画の実施に於いて建て替えに伴う一時的な賃料収入の減少や取壊しによる除却損等の発生により、一時的ではあるものの平成32年3月期において欠損金が生じることを見込んでおりましたが、繰延税金資産の回収可能性を検討する際に、当該再開発計画の基本方針決定による影響を考慮せず、税効果会計適用指針における会社分類を変更しておりませんでした。また、建物取壊しにかかる耐用年数の短縮、それによる減価償却の見直しも行っておりませんでした。

その他に、連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物に関する記載に誤りがございました。

これらは、平成29年3月期決算作業が始まる前後に相次いで2名の経理、財務諸表作成担当者が退職し、引継ぎが十分でなかったことでもあります。該当する会計基準の理解不足、当社の決算・財務報告プロセスにおける該当項目の内部統制について運用が不十分であったなど、財務数値を作成すべき体制に起因した不備であり、決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じて、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正してまいります。

- ・決算・財務報告プロセスの見直しによる内部統制の強化
- ・経理マニュアル（決算業務）の整備による引継ぎ等の管理体制の強化
- ・経理連結決算業務に関する専門知識の研修、教育等による向上

以上